

平成31年1月27日(日)は

阿蘇市議会議員一般選挙

阿蘇市議会議員一般選挙を前に、「選挙運動」と「寄附の禁止」についてお知らせします。



選挙運動

選挙運動とは、「①特定の選挙について、②特定の候補者の当選を目的として、③投票を得又は得させるために直接又は間接に必要かつ有利な行為」と解釈されています。

今回の選挙では、①が阿蘇市議会議員一般選挙ですので、②立候補を予定している者のために、③投票を依頼したり、名刺を配ったりする

禁止されている選挙運動

①戸別訪問 ②飲食物の提供 ③署名運動 ④人気投票の公表 ⑤自動車を連ねて往来するなどの氣勢を張る行為 ⑥白筆答礼のもの以外のあいさつ状（公営ハガキを除く） ⑦選挙運動放送 ⑧特定建物・施設における演説及び連呼行為 など

選挙運動をしてはならない人

①選挙事務関係者（投票管理者等） ②特定の公務員（警察官、徴税吏員等） ③18歳未満の人 ④選挙権・被選挙権を停止されている人

地位利用の選挙運動をしてはならない人

①不在者投票管理者（指定病院等） ②公務員（区長、囑託員、消防団員等も含む） ③教育者

行為は選挙運動と見なすことができます。選挙運動ができる期間は、立候補届が受理された時（1月20日）から、投票日前日（1月26日）までです。届出が受理される前の選挙運動は事前運動といわれ、全面的に禁止されています。なお、選挙運動は、次のような制限があります。

寄附の禁止

政治家（候補者、立候補予定者、現に公職にある者）と私たち有権者とのつながりはとても大切です。

しかし、金銭や品物で関係が培われるようでは、明るい選挙、お金のからまない選挙に近づくことはできません。選挙の有無に関



わらず、政治家が選挙区内の人に寄附を行うことは、特定の場合を除いて一切禁止されています。有権者が求めてもいません。また、政治家は、選挙区内の人に、答礼のための自筆によるものを除き、年賀状、寒中見舞状、暑中見舞状その他これらに類するあいさつ状を出すことができません。

禁止される政治家の寄附の例

冠婚葬祭や地域のイベントなどで行う寄附も禁止の対象となります。

・病気見舞い ・葬式の花輪や供花 ・お中元やお歳暮お祭りへの寄附や差入 ・落成式や開店祝の花輪 ・町内会の集会や旅行などの催物への寸志や飲食物の差入 ・地域の行事やスポーツ大会への飲食物の差入 ・入学祝 ・卒業祝 ・秘書等が代理で出席する場合の結婚祝 ・秘書等が代理で出席する場合の葬式の香典 など

☎選挙管理委員会事務局 ☎22 - 3239

阿蘇市議会議員一般選挙立候補予定者説明会

任期満了に伴う阿蘇市議会議員一般選挙の立候補予定者説明会を、次のとおり開催します。

立候補を予定されている人（代理人を含む）は、必ずご出席ください。

●とき

12月18日(火)午後2時～

●ところ

市役所北側別館大会議室 ※各立候補予定者を含め3名以内でご出席ください。

※できる限り出納責任者（又は予定者）はご出席をお願いします。



寄附禁止のルールを守って、明るい選挙を実現しましょう。



阿蘇医療センター

〒869-2225 阿蘇市黒川1266
☎ 34-0311 / ☎ 34-2273

地域医療!

阿蘇医療センター通信

Aso Medical Center

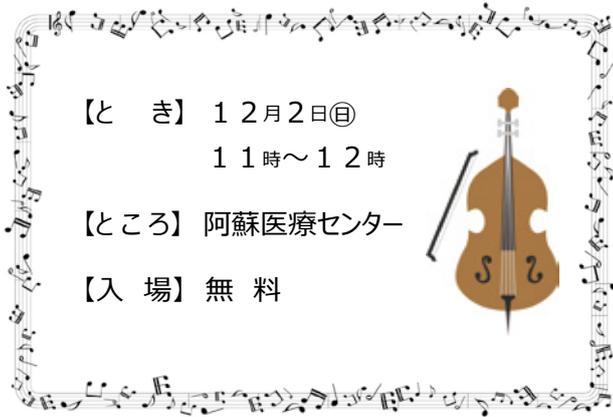
#37

クリスマスコンサート

患者様やそのご家族、住民の皆さまに楽しいひとときをお過ごしただけるよう、院内コンサートを開催します。

奏者は、各地で活動されている熊本ユースシンフォニーオーケストラの皆さままで、小学生から20代の方々がボランティアで演奏いただきます。

入場は無料です。多くの方々のご来場をお待ちしています。



【と き】 12月2日⑩
11時～12時

【ところ】 阿蘇医療センター

【入 場】 無 料



♪熊本ユースシンフォニーオーケストラ♪

1964年（昭和39年）、子どもの頃から本物の音楽にふれ、オーケストラ活動を通して良い社会人を育てることを目的に設立され、現在小学生から29歳までおよそ80名が在籍しています。



【曲目】

- ♪フィンランディア
～楽器紹介～
 - ♪名探偵コナン
 - ♪夢をかなえてドラえもん
 - ♪宇宙戦艦ヤマト
 - ♪交響曲第5番「運命」第1楽章 ほか
- ※曲目は変更する場合があります。



借金、離婚、相続、遺言、交通事故、刑事・・・など、ひとりで悩まずお気軽にご相談下さい。

受付時間：平日9時～17時15分 TEL：0967-22-5223 ※完全予約制です。

法律相談料が変わりました。

- ・初回相談が、30分まで無料になりました！
 - ・初回30分超えた2回目以降は30分3500円です。
- ※経済的に余裕がない方は、法テラスの無料法律相談制度をご利用になれることがあります。お問合せ下さい。

阿蘇ひまわり基金法律事務所

阿蘇地域に根ざした法律事務所です。

熊本県弁護士会所属
弁護士 森 あい（もり あい）



〒869-2612 阿蘇市一の宮町宮地2005-8-203（阿蘇市商工会一の宮支所となり）

広告